

「移民統合政策指数 (MIPLEX) における欧米韓日の比較」<sup>1</sup> 近藤 敦 (名城大学)

移民統合政策指数(MIPEX)は、EU 市民以外の正規滞在外国人<sup>2</sup> (EU 以外の日本などでは正規滞在外国人) の権利保障に関する比較調査である<sup>3</sup>。2004 年に、労働市場、家族結合、永住許可、国籍取得、差別禁止の 5 分野について EU15 カ国のパイロット調査がはじまった<sup>4</sup>。2 回目の 2007 年調査は、政治参加を加えた 6 分野について EU25 カ国とカナダ、ノルウェー、スイスを含む 28 カ国を比較した<sup>5</sup>。3 回目は、原則として 2010 年 5 月 31 日現在の状況を評価し<sup>6</sup>、教育を加えた 7 分野について、ブルガリア、ルーマニアの新規 EU 加盟国とアメリカを加え、(クロアチアを除く) EU27 カ国、カナダ、ノルウェー、スイスが正式メンバー、オーストラリア、日本、韓国、トルコ、セルビア、アルメニアがオブザーバーとして参加している<sup>7</sup>。オブザーバーは、評価基準を見直す議論には加わらず、同じ調査項目にしたがって評価する。日本の多文化共生法制の課題を検討する上で、共通の評価基準による比較研究は参考になる。表 1 は、39 カ国の移民統合政策指数の全体評価である。

表 1 39 カ国の移民統合政策指数 2010 (全体評価)

順位	国	%	順位	国	%	順位	国	%
1	スウェーデン	83	14=	ドイツ	57	27	スイス	44
2	ポルトガル	79		イギリス	57	28=	オーストリア	42
3	カナダ	72	16	デンマーク	53		クロアチア	42
4	フィンランド	69	17	フランス	51		ポーランド	42
5=	オーストラリア	68	18=	ギリシア	49	31=	ボスニア	41
	オランダ	68		アイルランド	49		ブルガリア	41
7	ベルギー	67	20	スロベニア	48	33	リトアニア	40
8	ノルウェー	66	21=	チェコ	46	34	日本	38
9	スペイン	63		エストニア	46	35	マルタ	37
10	アメリカ	62	23=	ハンガリー	45	36	スロバキア	36
11=	イタリア	60		ルーマニア	45	37	キプロス	35

<sup>1</sup> 本稿は、近藤敦「移民統合政策指数 (MIPLEX) と日本の法的課題」名城法学 62 巻 1 号 (2012) 77-107 頁を加筆し、韓国を比較対象国に加え、日本の評価の修正点などに下線を付している。

<sup>2</sup> 教育や 2013 年調査で新たに加わる保健医療の分野では、非正規滞在者の権利の比較調査もみられるのは、特にこうした調査の必要性が認識されていることを反映しているものと思われる。

<sup>3</sup> シンクタンクの Migration Policy Group を中心に、各国の移民政策研究者が参加しており、いる。筆者も 3 回目の 2010 年調査から日本の報告者として参加している。

<sup>4</sup> Jan Niessen et al., *European Civic Citizenship and Inclusion Index* (Migration Policy Group, 2005). Available at: [fpc.org.uk/fsblob/416.pdf](http://fpc.org.uk/fsblob/416.pdf). (2015 年 1 月 8 日).

<sup>5</sup> Jan Niessen et al., *Migrant Integration Policy Index* (Migration Policy Group, 2008).

<sup>6</sup> 韓国の調査は、2012 年 8 月 1 日現在の状況を評価している。

<sup>7</sup> *Migrant Integration Policy Index III*. Available at: <http://www.mipex.eu> (2015 年 1 月 8 日).

	韓国	60	25=	アルメニア		38	ラトビア	31
13	ルクセンブルク	59		マケドニア		39	トルコ	24

表2は、主な8カ国（瑞＝スウェーデン、加＝カナダ、米＝アメリカ、英＝イギリス、独＝ドイツ、仏＝フランス、韓＝韓国、日＝日本）の分野別評価である。日本は、国籍取得と政治参加はかなり低く、教育が非常に低く、差別禁止が極めて低い。日本の評価が低い局面の指数を太字で示し、日本の評価よりも低い国の指数に下線を付すことにしよう。

表2 移民統合政策指数 2010（特定国の分野別評価）

国	瑞	加	米	英	独	仏	韓	日
労働市場	100	81	68	<u>55</u>	77	<u>49</u>	<u>49</u>	62
家族結合	84	89	67	54	60	52	52	51
教育	77	71	55	58	43	29	29	<b>19</b>
政治参加	75	38	45	53	64	44	44	<b>27</b>
永住許可	78	63	<u>50</u>	<u>31</u>	<u>50</u>	<u>46</u>	<u>46</u>	58
国籍取得	79	74	61	59	59	59	59	<b>33</b>
差別禁止	88	89	89	86	48	77	77	<b>14</b>
総合	83	72	62	57	57	51	51	38

148の政策指標に即した質問に3択で答え、100点、50点、0点を付ける。1つの指標に最大8つの細かな質問が付いている場合もある。その際は、平均点を付けるので、実際の質問は200以上に及ぶ。7つの政策分野は、それぞれ4つずつ合計28の局面に分かれている。したがって、4つないし5つの指標が1つの局面を構成し、4つの局面が1つの分野を構成する。以下、局面ごとに日本の問題を中心に指摘する。

1 労働市場参加	瑞	加	米	英	独	仏	韓	日
1.1 アクセス	100	90	100	80	<u>70</u>	<u>20</u>	70	80
1.2 一般的な支援へのアクセス	100	83	83	67	<u>50</u>	<u>50</u>	67	67
1.3 外国人労働者対象の支援へのアクセス	100	50	25	25	88	63	88	<b>13</b>
1.4 労働者の権利	100	100	<u>63</u>	<u>50</u>	100	<u>63</u>	100	88

労働市場へのアクセスでは、日本は、在留資格ごとに職種が限定され、家族滞在での雇用には資格外活動許可が必要である<sup>8</sup>。しかし、民間雇用<sup>9</sup>や公権力行使等を除く公務就任<sup>10</sup>は

<sup>8</sup> 第1の指標は、国民と同じ雇用のアクセスが認められる外国人の類型である。1は永住者、(季節労働者を除く)有期の就労許可者、家族滞在者である、アメリカ、スウェーデン。2は家族滞在者や一部の有期の就労許可者を除く、日本、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ。(日本で

可能である。また、永住者等や投資経営など自営業が認められる在留資格は一部であるが<sup>11</sup>、特別な制約はないので<sup>12</sup>、労働市場へのアクセスの局面の全体では、高い評価になる。(就労資格が認められない研修生が事実上、安価な労働力となっている日本の特殊な問題に関わる質問があれば、評価は低くなるだろう。技能実習生も含め、季節労働者と同様の特別な問題として、評価項目から除外した)。

一般的な支援は、職業紹介へのアクセス<sup>13</sup>は可能だが、職業訓練<sup>14</sup>には就労可能な人に制限される。出身国の資格<sup>15</sup>が公正に評価されない問題がある。

外国人労働者への特別な支援も、国外の技術や資格の承認の促進<sup>16</sup>に乏しい。日系人集住

---

は(特別)永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、および定住者にかぎり、国民と同じ雇用のアクセスが認められる。参照、入管法 2 条の 2 第 2 項)。3 は永住者だけである、韓国。

(韓国では、家族滞在者や短期滞在者には、一定の制約がある)。

<sup>9</sup> 第 2 の指標は、外国人の国民と同じ条件での民間の雇用である。1 は許可証が明示する以外の制約がない、日本、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ、スウェーデン。2 は言語試験などの他の制約条件がある。3 は特定の分野は国民や EU 市民に限る、フランス。

<sup>10</sup> 第 3 の指標は、EU 市民以外の外国人の(公権力の行使を除く)公的部門への EU 市民と同様の就任である。1 は公権力の行使と一般的な国家利益の保護の制約のみである。日本、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、スウェーデン。(日本では、「当然の法理」と呼ばれる行政解釈と 2005 年 1 月 26 日の最高裁判決のいう「住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とするもの」は、原則として日本国民の就任が「想定」されているという「想定法の理」による制約がある。韓国では、国家の安全保障上の制約のみである)。2 は他の制約もある、ドイツ。3 は国民のみである、フランス。

<sup>11</sup> 第 4 の指標は、国民と同じ自営業のアクセスが認められる外国人の類型である。1 は永住者、(季節労働者を除く)有期の就労許可者、家族滞在者である、アメリカ、カナダ、スウェーデン。2 は家族滞在者や一部の有期就労許可者を除く、日本、韓国、イギリス、ドイツ。3 は永住者だけである。

<sup>12</sup> 第 5 の指標は、外国人の国民と同じ条件での自営業の承認である。1 は許可証が明示する以外の制約がない、日本、韓国、アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、スウェーデン。2 は言語試験などの他の制約条件がある。3 は特定の分野は国民や EU 市民に限る。

<sup>13</sup> 第 6 の指標は、外国人の国民と同じ条件での職業紹介やハローワークへのアクセスである。1 は国民と同じ扱いである、日本、アメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ、スウェーデン。2 は一定の制約がある、フランス、韓国。(2009 年に改正された韓国の外国人労働者の雇用等に関する法律 6 条 2 項では、韓国人の求人の申請がある場合、求人条件を備えた韓国人を優先的に職業紹介する規定がある)。3 は不平等扱いである。

<sup>14</sup> 第 7 の指標は、平等な教育と職業訓練にアクセスできる外国人の類型である。1 は永住者、(季節労働者を除く)有期の就労許可者、家族滞在者である、フランス、スウェーデン。2 は家族滞在者や一部の有期就労許可者を除く、日本、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ。3 は永住者だけである。

<sup>15</sup> 第 8 の指標は、国外での学歴と資格の承認である。1 は国民と同じ手続である、日本、韓国、アメリカ、カナダ、スウェーデン。(日本は、学位は承認している。他方、外国での資格と日本での資格の区別と思い、2001 年の法務省告示 579 号により一定の国の技術者の資格を承認する別の手続を有するので、日本を 2 としたが、外国で取得した資格をもつ国民と外国人の違いを問う質問であるのならば、1 になる。カナダでは、外国の資格の評価と承認についての汎カナダ枠組みにより、国際的に訓練された候補者とカナダ人は平等に扱われる)。2 は別の手続である、イギリス、ドイツ。3 は承認しないか、低く評価する、フランス。

<sup>16</sup> 第 9 の指標は、国外の技術と資格の承認の促進である。1 は公正な職業環境のガイドラインに

地域をはじめ一部にみられるが、外国人労働者の失業対策など<sup>17</sup>労働分野の統合政策<sup>18</sup>は乏しい。ハローワークへのアクセス支援<sup>19</sup>には改善がみられる。

労働者の権利については、労働組合への加入<sup>20</sup>は認められる。社会保障への平等なアクセスは、生活保護の受給資格だけは永住者等に限られる<sup>21</sup>。就労可能であれば国民と同じ労働

---

加えて、技術と資格の承認の促進機関を有する、イギリス、カナダ、スウェーデン、または資格の評価手続の情報の条項を有する、韓国、アメリカ、ドイツ。（イギリスでは、全国学術資格認証情報センターがある。韓国の国家技術資格法12条（国家技術資格検定科目の免除）および同21条（国家技術資格の国家間相互認証）参照）。2は上記のいずれかを有する。3はいずれも無い、日本。

<sup>17</sup> 第10の指標は、労働市場への外国人の統合措置である。1は外国人の失業減少の特別対策、外国人の職業訓練促進の特別対策、言語習得による雇用改善対策を有する、カナダ、ドイツ、スウェーデン。2は上記のいずれかを有する、日本、韓国。（なお、日本における日系人集住地区を中心とした日系人就労準備事業は、日系人の外国人住民に占める割合が15%ぐらいにすぎないが、他の外国人にも言語習得による雇用改善対策をしている。韓国の外国人労働者の雇用等に関する法律11条参照）。3はいずれも無い、アメリカ、イギリス。

<sup>18</sup> 第11の指標は、労働市場への外国人の統合策である。1は移民の若者への特別対策、移民の女性への特別対策を有する、韓国、フランス、ドイツ、スウェーデン。（韓国では、(a) 多文化家族の若者の職業訓練のための学校があり、(b) 多文化家族支援法12条2項4号が、多文化家族支援センターに「働き口に関する情報提供および働き口の斡旋」業務を定めている。2は上記のいずれかを有する。3はいずれも無い、日本、アメリカ、カナダ、イギリス。

<sup>19</sup> 第12の指標は、ハローワークへのアクセス支援である。1は相談助言などニューカマーの統合策、移民担当のスタッフの訓練を有する、韓国、ドイツ、スウェーデン。（韓国の外国人労働者の雇用等に関する法律24条（外国人労働者関連団体等への支援）および同24-2条（外国人労働者権利保護協議会）参照）。2は上記のいずれかを有する、日本、アメリカ、フランス。（日本のハローワークは、外国人の集住している地域を中心に、外国人求職者の専門の相談員やスペイン語、ポルトガル語等の通訳を配置するようになってきたので、2に変更する）。3はいずれも無い、イギリス、カナダ。

<sup>20</sup> 第13の指標は、労働組合や労働関係調整機関への参加である。1は国民と同様である、日本、アメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ、スウェーデン。（なお、日本では、労働組合法5条4項2号は「何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われないこと」と定めており、国籍差別の禁止を明示していないが、憲法14条および労働基準法3条に照らし、国籍差別の禁止も労働組合の民主性の要件と解されている。韓国は、2009年に改正された外国人勤労者の雇用等に関する法律22条において「使用者は、外国人労働者であるという理由で、不当な差別的処遇をしてはならない」と定めている）。2は選挙で選ばれる地位への制限がある、フランス。（なお、フランスでは、EU市民以外は、商工会議所や労働審判所などへの被選出権がない）。3はその他の制限がある。

<sup>21</sup> 第14の指標は、外国人は（失業手当、老齢年金、障害手当、出産休暇、家族手当、社会扶助などの）社会保障に平等にアクセスできるかである。1はすべて国民と同様であり、アメリカ、カナダ、ドイツ、スウェーデン、韓国。（ただし、アメリカでは1996年の個人責任・就労機会調停法（Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act）により、軍人、難民・庇護申請者などを除く一定の外国人には、障害者や高齢者のための補足的所得補助（SSI）および低所得者のためのフードスタンプなどが受給できない。韓国の生活保護法にあたる2000年に施行された国民基礎生活保障法5条の2で受給資格者「国内に在留している外国人中、大韓民国国民と婚姻した者で本人又は配偶者が妊娠中であるもの、大韓民国国籍の未成年の子を養育している者又は配偶者の大韓民国国籍である直系尊属と生計を一にしている者で、大統領令で定めるもの」に制限している。国民基礎生活保障法施行令4条ないし5条では、具体的に「本

条件である<sup>22</sup>。外国人労働者の権利に関する政府の情報提供もポータルサイトなどでみられるようになった<sup>23</sup>。

2 家族呼び寄せ	瑞	加	米	英	独	仏	韓	日
2.1 有資格者	100	90	50	40	55	35	60	60
2.2 資格取得の要件	58	67	58	58	57	34	67	67
2.3 資格の安定	88	100	75	75	63	63	63	38
2.4 資格と結びついた権利	92	100	83	42	67	75	50	42

家族呼び寄せについては、その有資格者は、1年以下の滞在でも呼び寄せが可能であるが<sup>24</sup>、学生と文化活動以外の就労できない在留資格といった一定の短期滞在者は除かれる<sup>25</sup>。現行の配偶者が認められるだけでなく、将来的には、内縁関係さらには同性のパートナー

人または大韓民国の国籍を持つ配偶者が妊娠中の人。大韓民国の国籍を持つ未成年の子供(継父・継母関係と養子縁組関係も含めて)を養育している人。配偶者の大韓民国の国籍を持つ直系尊属と生計や住居を共にしている人。大韓民国の国民である配偶者と離婚または死別した人のうち、大韓民国の国籍を持つ未成年の子供を養育している人または死亡した配偶者の子を妊娠している人」とある。したがって、アメリカと韓国は、2に分類されるべきものと思われる。2は

少なくとも1分野で不平等である。日本の生活保護は、1991年10月25日の厚生省社会局保護課企画法令係長の口頭指示により、入管法別表第2の永住者等に限られる。3は複数の分野で不平等である、イギリス。(イギリスでは、就労資格があり、国民保険に加入している者は、失業保険や出産手当などを受給できる。しかし、障害手当や家族手当や社会扶助は、難民や相互社会保障協定を締結している国の出身者などを除いて、非永住者には原則として保障されない)。

<sup>22</sup> 第15の指標は、外国人は平等な労働条件(安全で健康な労働条件、雇止めや解雇の場合の取扱い、報酬・賃金、納税)を受けるかである。1はすべて国民と同様である、日本、韓国、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。2は少なくとも1分野で不平等である。3は複数の分野で不平等である、アメリカ。

<sup>23</sup> 第16の指標は、国(または州)レベルでの移住労働者の権利に関する情報提供である。1は移住労働者または個人ベースの雇用者向けの国の情報政策がある、日本、韓国、カナダ、ドイツ、スウェーデン。(日本では、厚生労働省が「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」をHPに掲げている。韓国では、職業安定所が、外国人労働者の権利保障を担当する(外国人労働者の雇用に関する法律24条の2))。2は移住労働者または個人ベースの雇用者向けの国の非恒常的なまたは一部の州の情報政策がある、アメリカ。3は積極的な情報政策がない、イギリス、フランス。

<sup>24</sup> 第17aの指標は、通常の新規滞在者の家族呼び寄せの資格である。1は1年以下の滞在期間を要件とする、日本、韓国、カナダ、スウェーデン、イギリス、アメリカ。(日本、韓国(F1:訪問同居;F3:同伴)は、呼び寄せる人の滞在期間の要件は不要である。イギリスは、6か月以上の滞在期間が必要である。アメリカでは、永住者は滞在要件なしに家族を呼び寄せることができるが、年間の配偶者ビザ数は、114,200である)。2は1年より長い滞在期間を要件とする、フランス。(フランスでは18か月)3は2年以上の滞在期間を要件とする、ドイツ。

<sup>25</sup> 第17bの指標は、家族呼び寄せで考慮する書類である。1はどんな滞在許可でもよい、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン。2は一定の滞在許可を除く、日本、韓国。(日本の研修・技能実習、韓国のD3:技術研修は、家族呼び寄せが認められない)。3は永住許可である、アメリカ、カナダ。

の呼び寄せも課題である<sup>26</sup>。配偶者は未成年でも、呼び寄せることも呼び寄せられることも、可能である<sup>27</sup>。未成年の子の呼び寄せが認められるだけでなく<sup>28</sup>、出身国に扶養できる親族がいない場合の親や祖父母の呼び寄せの制度化も必要である<sup>29</sup>。扶養している成人の子の呼び寄せは認められる<sup>30</sup>。

資格取得の要件は、国外に居住する家族への出国前の言語要件がなく<sup>31</sup>、統合要件もない<sup>32</sup>。呼び寄せ人や家族に入国後も言語要件<sup>34</sup>や統合要件<sup>35</sup>がなく、住居空間の要件もない<sup>36</sup>。

---

<sup>26</sup> 第 18a の指標は、配偶者以外のパートナーの資格である。1 は内縁関係と登録パートナーの両方である、イギリス、カナダ、スウェーデン。2 は上記のいずれかまたは同性愛者などの一定のパートナーである。ドイツ。3 はどちらも家族呼び寄せとして認められない、日本、韓国、フランス、アメリカ。(ただし、アメリカでは、同性婚を認める 2013 年の最高裁の判決後、同性のパートナーの呼び寄せも認めるようになった)。

<sup>27</sup> 第 18b の指標は、呼び寄せ人と配偶者の年齢制限である。1 は未成年者 (18 歳以下) でも可能である、日本、韓国、アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。2 は例外がある形で 18 歳より上で 21 歳以下とする。3 は 21 歳より上または例外なしに 18 歳より上で 21 歳以下とする、イギリス。(イギリスでは、2008 年に (強制結婚を防ぐため) 年齢制限が 18 歳から 21 歳に引き上げられたので、配偶者等で呼び寄せる側および呼び寄せられる側のいずれも 18 歳から 20 歳の場合には婚姻等ができて呼び寄せは制限される)。

<sup>28</sup> 第 19 の指標は、未成年の子の呼び寄せである。1 は未成年の子、養子、共同親権の子いずれも呼び寄せ可能である、日本、韓国、アメリカ、カナダ、スウェーデン。(アメリカでは、8 USC 1101(b) が子どもを一般に 21 歳未満と定めているが、連れ子や養子は、16 歳になる前に関係ができていなければならない)。2 は未成年の子と養子だけである、イギリス、フランス、ドイツ。(ドイツでは 16 歳以下である)。3 は未成年の子と養子だけで一定の制約もある。

<sup>29</sup> 第 20 の指標は、扶養している尊属の呼び寄せである。1 は認められる、カナダ、スウェーデン。2 は条件付きで認められる、韓国、ドイツ。(韓国では、経済的に自立しているか、コリア系であることが条件である。ドイツの滞在法 36 条 2 項は「非常に苛酷な状況を避けるため」の呼び寄せである要件を課している)。3 は認められない、日本、アメリカ、イギリス、フランス。(なお、日本でも、例外的に扶養している親の呼び寄せが認められる場合があるが、その条件が公表されているわけではない)。

<sup>30</sup> 第 21 の指標は、扶養している成人の子の呼び寄せである。1 は認められる、日本、カナダ、スウェーデン。2 は条件付きで認められる、韓国、アメリカ、ドイツ。(韓国では、経済的に自立しているか、コリア系であることが条件である。アメリカでは、8 USC 1153 (a)(1)が年間 114,200 のビザを配偶者、未成年の子、未婚の 21 歳以上の子に発給する)。3 は認められない、イギリス、フランス。

<sup>31</sup> 第 22a の指標は、国外に居住する家族への出国前の言語対策である。1 は無しまたは任意のコースである、日本、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、スウェーデン。(日本と韓国では、不要である)。2 は言語コースをとる必要がある、フランス。(フランスの入国滞在庇護法典 L.411-8)。3 は言語試験も含む、ドイツ。(なお、ドイツでは、配偶者のみに平易なドイツ語での意思疎通といった言語要件が課されるものの、日本、韓国、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドおよびイスラエルの国籍を有する配偶者、高度専門技術者、研究者および自営業者の配偶者の場合は、免除されている)。

第 22b の指標は、言語レベルである。1 は A1 以下である、フランス、ドイツ。(フランスは A1 である)。2 は A2 並みである。3 は B1 以上または行政裁量である。

<sup>32</sup> 第 22c の指標は、出国前の社会文化的な統合対策である。1 は無しまたは任意の情報またはコースをとる、ドイツ。2 は統合コースをとる必要がある、フランス。3 は統合試験に合格する必要がある。

<sup>33</sup> 第 22d の指標は、出国前の要件の免除である。1 は教育資格などの個人の能力の考慮、障害のある人のグループの免除の両方である、フランス、ドイツ。2 はどちらか一方である。3 はど

しかし、生計維持要件があり<sup>37</sup>、申請の待機期限の定めがないとはいえ<sup>38</sup>、申請費用は不要

---

ちらも無い。

第 22e の指標は、出国前要件の実施者である。1 は言語または教育の専門家で、政府から独立した人である、ドイツ。2 は言語または教育の専門家であるものの、政府から独立していない人である、フランス。

3 は言語または教育の専門家でも、政府から独立した人でもない。第 22f の指標は、出国前要件の費用である。1 は無料または低額である、フランス。2 は通常の行政手続の費用である。3 は高額である、ドイツ。

第 22g の指標は、出国前要件への支援である。1 は公表されて使える質問リストや学習ガイドに基づく評価、および、公に利用できるコースの両方である、ドイツ。2 はどちらか一方である、フランス。3 はどちらも無い。

第 22h の指標は、支援の費用である。1 は無料または低額である、フランス。2 は通常の行政手続の費用である。3 は高額である、ドイツ。(ドイツでは 1 時間 1 ユーロで 600 時間なので 600 ユーロ)。

<sup>34</sup> 第 23a の指標は、呼び寄せ人や呼び寄せ家族の入国後の言語要件である。1 は無しまたは任意のコースをとる、日本、アメリカ、イギリス、カナダ、スウェーデン。2 は言語コースをとる必要がある、フランス。3 は言語試験も含む、ドイツ。

第 23b の指標は、言語レベルである。1 は A1 以下である、フランス。2 は A2 並みである。3 は B1 以上または行政裁量である、ドイツは B1。

<sup>35</sup> 第 23c の指標は、呼び寄せ人や呼び寄せ家族の入国後の社会文化的な統合対策である。1 は無しまたは任意の情報またはコースをとる。2 は統合コースをとる必要がある、フランス。3 は統合試験も含む、ドイツ。

第 23d の指標は、言語・統合要件の免除である。1 は教育資格などの個人の能力の考慮、障害のある人のグループの免除の両方である、ドイツ。2 はどちらか一方である、フランス。3 は無い。

第 23e の指標は、言語・統合要件の実施者である。1 は言語または教育の専門家で、政府から独立した人である、ドイツ。2 は言語または教育の専門家だが、政府から独立していない人である、フランス。3 は言語または教育の専門家でも、政府から独立した人でもない。

第 23f の指標は、言語・統合要件の費用である。1 は無料または低額である、フランス、ドイツ。2 は通常の行政手続の費用である。3 は高額である。

第 23g の指標は、言語・統合要件の支援である。1 は公表されて使える質問リストや学習ガイドに基づく評価、および、公に利用できるコースの両方である、ドイツ。2 はどちらか一方である、フランス。3 はどちらも無い。

第 23h の指標は、支援の費用である。1 は無料または低額である、フランス。2 は通常の行政手続の費用である、ドイツ。3 は高額である。

<sup>36</sup> 第 24 の指標は、住居要件である。1 は住居要件の無い、日本、韓国、アメリカ、カナダ。2 は一般的な健康かつ安全な基準にかなう適当な住居が必要である、イギリス、ドイツ、スウェーデン。3 はより詳細な要件が必要である、フランス。

<sup>37</sup> 第 25 の指標は、生計要件である。1 は生計要件が無い、または無所得は除かれるが、生活保護よりも低いレベルである。2 は生活保護よりも高いレベルだが雇用と結びつく必要はない、日本、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ、スウェーデン。(日本では、フルタイムの正規雇用でなくても、1000 万円ぐらいの財産があればよい。韓国では、生活保護よりも高い要件であるが、収入源を特定していない)。3 は雇用と結びついており、生活保護受給者は除く、フランス。

<sup>38</sup> 第 26 の指標は、申請の待機期限である。1 は 6 カ月以下である、ドイツ。2 は 6 カ月を超えるが定めがある、フランス。3 は定めがない、日本、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、スウェーデン。

である<sup>39</sup>。

資格の安定については、滞在許可の有効期間は多くの場合呼び寄せ人と同じで1年以上である<sup>40</sup>。不許可や取消や更新拒否の理由として失業などの場合も含む<sup>41</sup>。ただし、取消や更新拒否に際しては、家族関係の安定、呼び寄せ人の滞在期間、出身国とのつながり、肉体的・精神的暴力の有無を考慮する<sup>42</sup>。不許可・取消の場合の法的保障としては、理由開示も不服申立も定められていない<sup>43</sup>。

資格と結びついた権利については、配偶者と成人の子の場合の自律的な居住<sup>44</sup>、また離婚や死別やDVの被害の場合の自律的な居住<sup>45</sup>、呼び寄せ人と同居する他の家族の場合の自律的な居住が<sup>46</sup>、十分ではない。成人の家族の場合、教育へのアクセスは呼び寄せ人と同じで

---

<sup>39</sup> 第27の指標は、申請または発行の費用である。1は無料である、日本。2はその国の通常の手続費用である、韓国、イギリス、カナダ、ドイツ、スウェーデン。(韓国では、ビザ申請料だけである。アメリカでは、一番高額な在留資格の変更が1,010ドル。スウェーデンでは、大人1000クローナ、子ども500クローナ、永住の場合は大人500クローナ、子ども250クローナ)。3は高額である、アメリカ、フランス。(フランスでは、初回は300～340ユーロ、更新は70～110ユーロ、10年滞在許可は110ユーロである)。

<sup>40</sup> 第28の指標は、許可の有効期間である。1は呼び寄せ人と同じで更新可能である、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、スウェーデン。(アメリカでは、永住許可は更新不要であるが、カードは10年で失効する)。2は呼び寄せ人と同じではないが1年以上で更新可能である、日本、フランス、ドイツ。3は1年未満のうちに新規に応募しなければならない。

<sup>41</sup> 第29の指標は、不許可や取消や更新拒否の理由である。1は公共・国家の安全と虚偽の判明だけを理由とする、カナダ。2は(3年未満での)家族関係の破綻も含む、韓国、アメリカ、スウェーデン。3は失業などの以前の条件を満たさない場合も含む、日本、イギリス、フランス、ドイツ。

<sup>42</sup> 第30の指標は、取消や更新拒否に際して考慮する事由である。1は家族関係の安定、呼び寄せ人の滞在期間、出身国とのつながり、肉体的・精神的暴力をすべて含む。日本、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。2は上記のいずれかである、アメリカ。3はいずれも考慮しない、韓国。

<sup>43</sup> 第31の指標は、不許可・取消の場合の法的保障である。1は理由開示、不服申立、独立行政機関や裁判所での代理が保障されている、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。(ただし、イギリスでは、法律扶助の費用の制限がある)。2は少なくとも最初の2つが保障されている。3は最初の2つのいずれかまたはどちらも保障されていない、日本、韓国。

<sup>44</sup> 第32の指標は、配偶者と成人の子の自律的な居住である。1は3年以下である、カナダ、スウェーデン。(カナダでは、ただちに永住資格を有する。スウェーデンでは、配偶者が2年、子どもが5年の滞在を要件とする)。2は3年より長く5年以下である、アメリカ、フランス、ドイツ。(フランスでは、3年で短期の滞在許可、5年で長期滞在許可証(*carte de résident*))。3は5年より長いか一定の条件が要る、日本、韓国、イギリス。(イギリスでは、在留期間は不要だが、十分な生計要件と子どもがあるか、18歳以上のこの場合は十分な生計要件が要る)。

<sup>45</sup> 第33の指標は、離婚や死別やDVの被害の場合の自律的な居住である。1は自動的に認められる、カナダ。2は(居住期間や婚姻などの)一定の条件のもとに認められる、韓国、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン。(韓国では、配偶者の死や離婚により婚姻が終了したならば、外国人は婚姻の破たんが自分の責任でないことを示す必要があり、当該外国人は、F-6-3に変更しなければならない)。3はない、日本。(なお、日本でも、離婚や死別やDVの被害の場合の自律的な居住が認められる場合があるものの、その条件が公表されているわけではない)。

<sup>46</sup> 第34の指標は、呼び寄せ人と同居する他の家族の場合の自律的な居住である。1は3年以下である、アメリカ、カナダ、スウェーデン。2は3年より長い(通常の永住許可などの)一定



ある<sup>47</sup>。雇用や自営業へのアクセスは資格外活動などの条件が付される場合もある<sup>48</sup>。社会保障へのアクセスは多く呼び寄せ人と同じである<sup>49</sup>（なお、日本の入管法は、家族呼び寄せの体系的なコンセプトがない問題がある）。

3 教育	瑞	加	米	英	独	仏	韓	日
3.1 アクセス	57	64	86	57	43	50	79	43
3.2 特別な必要	90	90	60	63	30	13	63	27
3.3 新たな機会	88	63	31	19	50	19	50	0
3.4 全体への異文化間教育	75	67	42	92	50	33	33	8

教育へのアクセスでは、就学前教育へのアクセスは在留資格にかかわらず認められる。しかし、移民の子どもの就学促進の支援策はない<sup>50</sup>。外国人の児童生徒が就学義務の対象とされていないことから、義務教育へのアクセスが必ずしも十分ではない<sup>51</sup>。MIPEX におい

---

の条件のもとである、日本、フランス。3はない、韓国、イギリス、ドイツ。

<sup>47</sup> 第 35 の指標は、成人の家族の教育へのアクセスである。1は呼び寄せ人と同じである、日本、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。2は他の条件が付く。3は認められない。

<sup>48</sup> 第 36 の指標は、雇用や自営業へのアクセスである。1は呼び寄せ人と同じである。アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。2は他の条件が付く、日本、韓国。（なお、日本では、在留資格が家族滞在や特定活動である場合には、労働するための条件として資格外活動許可を取得する必要がある。韓国では、雇用は制限されるが、自営業は制限されない）。3は認められない。

<sup>49</sup> 第 37 の指標は、社会保障・社会扶助へのアクセスである。1は呼び寄せ人と同じである、日本、韓国、アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。2は他の条件が付く。3は認められない、イギリス。

<sup>50</sup> 第 38 の指標は、就学前教育へのアクセスと支援である。1は在留資格にかかわらず就学前教育へのアクセスを認め、移民の子どもへの就学促進の支援策を講じる、韓国、アメリカ。（韓国の多文化家族支援法 10 条）。2はどちらか1つである、日本、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。（日本では、在留資格にかかわらず就学前教育へのアクセスを認めているが、外国人の子どもの就学を促進する特別な言語授業などの支援策は乏しい。イギリスでは、就学前教育に移民の子も同様に参加できるが、移民の子の参加率を高める施策はない。カナダでは、アクセスを認めている。フランスでは、無料でのアクセスを認める。ドイツでは、非正規滞在者の法的なアクセスを認めていないが、移民の子の就学を促進するキャンペーン・異文化間教育の支援策がある。スウェーデンでも、非正規滞在者の法的なアクセスを認めていないが、移民の子どもは母語の知識を向上させる権利を有している。ただし、2013 年 7 月から、スウェーデンでは、非正規滞在の子も、国民と同様のアクセスが認められた）。3はどちらも無い。

<sup>51</sup> 第 39 の指標は、義務教育へのアクセスであり、在留資格にかかわらず、学齢期の子どもすべてに法的な権利があるかである。1は在留資格にかかわらず国民と同様の明示の義務が法に定められている、韓国、アメリカ、カナダ。（カナダの教育法 21 条 1 項が 9 月の学校のはじまる日に 6 歳である「すべての人」の就学を定め、30 条 1 項が子を就学させない親や保護者への罰則を定めている。アメリカでは、*Plyler v. Doe*, 457 U.S. 202 (1982)により、最高裁の判例上、非正規滞在者の義務教育へのアクセスを認めている）。2はすべての子どもへの黙示の義務である、日本、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン。（日本では外国人の子どもの場合、教育を受ける権利は保障されているが、義務は課されていない。スウェーデンでは、非正規滞在者は教

て 50 点の評価を与えられる「すべての子どもへの黙示の義務」とは、平等なアクセスへの法的な障害がない場合をさし、日本もこれに当たると思われる。移民の以前の教育や国外での言語資格の評価は<sup>52</sup>、学校のスタッフが独自に評価するだけで、共通の評価基準はなく、訓練されたスタッフを任用することもない。中等教育へのアクセスの支援は<sup>53</sup>、一応ある。職業訓練へのアクセスは<sup>54</sup>、生徒に対する政策も雇用主に対する政策も不十分である。高等教育へのアクセスや参加の支援は<sup>55</sup>、在留資格にかかわらずアクセスは可能だが、参加促進策はない。すべてのレベルの教育への助言や案内は<sup>56</sup>、義務教育ではある。しかし、高校では限られている。

特別な必要については、ニューカマーの生徒への導入プログラムが制度化されておらず、親が参加して国や学校制度について学ぶこともない<sup>57</sup>。外国人の生徒の言語支援のための特別な条項は<sup>58</sup>、義務教育での日本語特別支援はあるが、就学前教育にはない。外国人の生徒

---

育を受ける義務は課されていない。3は移民の一定のカテゴリーへの制約を法定している。

<sup>52</sup> 第 40 の指標は、移民の以前の教育や国外での言語資格の評価である。1は標準化された評価の手段と訓練されたスタッフがある。フランス。2はどちらか一方である、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ。(韓国では、標準化された評価の手段)。3はどちらも無い、日本、ドイツ、スウェーデン。

<sup>53</sup> 第 41 の指標は、中等教育へのアクセスの支援である。1は中等教育への参加促進策、高等教育への進学促進策の両方がある、韓国、日本、アメリカ、イギリス、スウェーデン。(韓国の児童福祉法 18 条により、国家、地方自治体、および行政機関は、多文化家族または外国人の青少年にガイダンスを提供する)。2はどちらか一方である、カナダ、ドイツ。3はどちらも無い、フランス。

<sup>54</sup> 第 42 の指標は、職業訓練へのアクセスである。1は在留資格にかかわらず移民の国民と平等な職業訓練へのアクセスが保障され、移民の生徒の職業訓練への参加促進策か、移民の生徒に職業訓練を提供するように雇用主を促す政策の少なくとも一方を行う、アメリカ、カナダ。2は上記の 3 つの少なくとも 1 つがある、韓国、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン。(韓国の多文化家族支援法 6 条 (生活情報提供及び教育支援))。3はいずれも無い、日本。

<sup>55</sup> 第 43 の指標は、高等教育へのアクセスや参加の支援である。1は在留資格にかかわらず移民の国民と平等な高等教育へのアクセスが保障され、移民の生徒への参加促進策がある。2はどちらか一方がある、日本、韓国、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン。(韓国の大学は、多文化家族の学生の受け入れを促進しているが、非正規滞在者の入学を認めていない)。3はどちらも無い、カナダ。

<sup>56</sup> 第 44 の指標は、すべてのレベルの教育への助言や案内である。1は移民の母語での教育制度紹介文、移民の生徒へのオリエンテーション、移民の家族への教育案内や助言に関する通訳サービス条項がある、韓国、アメリカ、カナダ、スウェーデン。2は上記 3 つのうち 1 つか 2 つがある、日本、イギリス、フランス、ドイツ。3は一般的な支援のみで、いずれも無い。

<sup>57</sup> 第 45 の指標は、ニューカマーの生徒への導入プログラムがあり、その家族が国や学校制度に関して学習する条項である。1は導入プログラムの存在と親の参加の両方がある、カナダ、スウェーデン。2は導入プログラムのみである。3はいずれも無い、日本、韓国、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ。

<sup>58</sup> 第 46a の指標は、移民の生徒の教育における言語支援条項である。1は義務教育、就学前教育の両方がある、韓国、アメリカ、カナダ、スウェーデン。2はどちらか一方がある、日本、イギリス、フランス、ドイツ。(日本では、2009 年の「定住外国人支援に関する対策の推進について」(政府の定住外国人施策推進会議)の中で、文科省は、「外国人児童生徒を受け入れる公立学校において、外国人児童生徒のための日本語指導教室等を設置し、日本語指導や適応指導を適切に行うこと」を教育委員会に周知するよう通知しているので、3から2に変更した)。3は条項

を対象とした調査は<sup>59</sup>、不十分である。

多くの母語での入学案内を用意している自治体もある。翻訳・通訳の権利を定める条項があるわけではない。日本語指導の必要な児童生徒数だけで、統計調査も不十分である。外国人児童生徒の教育状況に焦点を当てた政策は<sup>60</sup>、学習支援がはじまったものの、財政支援に欠ける。外国人児童生徒向けの教員の訓練は<sup>61</sup>、採用前も採用後も不十分である。

移民の母語を学習する選択権が保障されていない<sup>62</sup>。自己または親の出身国の文化の学習権も保障されていない<sup>63</sup>。教育現場でのセグリゲーションの調査がない<sup>64</sup>。教育の分野での

---

が無い。

第 46b の指標は、言語レベルである。1 は日常会話レベルと学習言語レベルの両方である、日本、韓国、アメリカ、カナダ、ドイツ、スウェーデン。(日本では、2006 年に文科省が、「日本語の指導が必要な外国人児童生徒」の定義に、日常会話だけでなく、学習言語における支援が必要な外国人児童生徒とするようになったので、2 から 1 に変更した)。2 はどちらか一方がある、イギリス、フランス。3 はレベルの規定が無い。

第 46c の指標は、質のレベルである。1 は第 2 言語レベル、専門の教員、国のカリキュラムの基準のうち、2 つがある、アメリカ、カナダ、スウェーデン。2 はどれか 1 つがある。3 はどれも無い、日本、韓国、イギリス、フランス、ドイツ。

<sup>59</sup> 第 47 の指標は、移民の生徒を対象とした調査である。1 は性別や出身国などの多様な集団ごとの調査がある、イギリス、ドイツ、スウェーデン。2 は 1 つの集団だけの調査がある。(韓国では、韓国人の両親から外国で生まれた子、多文化家族の子、外国人の子の調査)。3 は一般的な調査があるにすぎない、フランス。

<sup>60</sup> 第 48 の指標は、移民集団の教育状況に焦点を当てた政策である。1 は学習指導と財政支援の両方の体系的な条項がある、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、スウェーデン。(韓国の多文化家族支援法 12 条(多文化家族支援センターの指定等)参照)。2 はどちらか一方がある、日本。

3 はどちらも無い、フランス、ドイツ。

<sup>61</sup> 第 49 の指標は、外国人児童生徒向けの教員の訓練である。1 は採用前の教育、採用後の教育の両方がある、韓国、イギリス、カナダ。(韓国の多文化家族支援法 13 条(多文化家族支援業務関連公務員の教育)参照)。2 はどちらか一方がある、アメリカ、フランス、スウェーデン。3 はどちらも無い、日本、ドイツ。

<sup>62</sup> 第 50a の指標は、移民の母語を学習する選択権である。1 は国の規定または推奨がある、アメリカ、カナダ、ドイツ、スウェーデン。2 は 2 カ国間協定ないし他国の財政支援がある、フランス。3 は無い、日本、韓国、イギリス。

第 50b の指標は、母語学習権の内容である。1 は正規の母語授業、全生徒向けの外国語の授業に編入、国の経費での課外の母語授業のうち少なくとも 2 つがある、フランス、ドイツ、スウェーデン。2 は上記 3 つのうち 1 つがある、アメリカ、イギリス、カナダ。3 は無いまたは国の財政支援が無い、日本、韓国。

<sup>63</sup> 第 51 a の指標は、自己または親の出身国の文化の学習権である。1 は正規の授業、全生徒向けの授業に編入、国の経費での課外活動のうち少なくとも 2 つがある、韓国、カナダ、スウェーデン。(韓国の在韓外国人処遇基本法 18 条(多文化に対する理解の増進)参照)。2 はどれか 1 つがある。3 はどれも無い、日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ。

第 51b の指標は、出身文化の学習権の内容である。1 は正規の授業、全生徒向けの授業に編入、国の経費での課外授業のうち少なくとも 2 つがある、韓国、スウェーデン。(韓国では、正規の授業、国の経費での課外授業)。2 は上記 3 つのうち 1 つがある、カナダ。3 は無いまたは国の財政支援が無い、日本。

<sup>64</sup> 第 52a の指標は、教育現場でのセグリゲーションの調査である。1 は異なる教育機関ごとの調査と特別支援教育を含む調査の両方がある、アメリカ、イギリス、ドイツ。2 はどちらか一方がある、スウェーデン。3 はどちらも無い、日本、韓国、カナダ、フランス。

社会統合政策に欠け<sup>65</sup>、移民の親に対する支援策がない<sup>66</sup>。

異文化間教育も学校カリキュラムに組み込まれていない<sup>67</sup>。文化の多様性を奨励する政策に欠け<sup>68</sup>、文化の多様性に応じたカリキュラム<sup>69</sup>や時間割などの制度的な保障がない<sup>70</sup>。移民の教員を積極的に登用し<sup>71</sup>、異文化間教育その他の文化の多様性を奨励する教育のための教員の訓練<sup>72</sup>をするような教育政策も欠けている。

4 政治参加	瑞	加	米	英	独	仏	韓	日
4.1 選挙権と被選挙権	100	0	17	50	0	0	67	0
4.2 政治的自由	100	100	100	100	100	<u>67</u>	<u>33</u>	83
4.3 諮問的機関	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>15</u>	<u>0</u>	68	28	40	<b>25</b>
4.4 実施策	100	50	50	60	90	80	100	0

政治参加では、国<sup>73</sup>、県<sup>74</sup>、市町村<sup>75</sup>、どのレベルでも選挙権と被選挙権<sup>76</sup>が認められている

<sup>65</sup> 第 52b の指標は、教育分野での社会統合政策である。1 は移民の生徒が少ない学校での政策、移民の生徒が少ない学校と移民の生徒が多い学校との連携の両方がある。2 はどちらか一方がある、スウェーデン。3 は無い、日本、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ。

<sup>66</sup> 第 53 の指標は、移民の親とコミュニティの子どもの教育への支援策である。1 は自治体での支援、学校での支援、移民の親の学校運営への参加のうち少なくとも 2 つがある、韓国、カナダ、スウェーデン。(韓国の多文化家族支援法 12 条が自治体での支援を行い、政府は、多文化家族の若者を支援する 100 以上の学校を指定している)。2 は上記 3 つのうち 1 つがある、ドイツ。3 は無い、日本、アメリカ、イギリス、フランス。

<sup>67</sup> 第 54 の指標は、異文化間教育の公式目標に文化の多様性を含んでいることである。1 はカリキュラム上の単独の科目として、またカリキュラム全体を通じて含んでいる、イギリス、カナダ、スウェーデン。2 はそのうちの 1 つを含んでいる、韓国、アメリカ、ドイツ。(韓国では、カリキュラム全体の中に含んでいる)。3 は無いまたは異文化間教育が文化の多様性を含まない、日本、フランス。

<sup>68</sup> 第 55 の指標は、文化の多様性を奨励する国の情報政策である。1 は国の財政支援を受けた機関の任務の一部としての主導で行われる、韓国、イギリス、カナダ、フランス、スウェーデン。(韓国の多文化家族支援法 5 条(多文化家族に対する理解増進)参照)。2 は国から任意の財政支援を受けた機関の主導で行われる、アメリカ、ドイツ。3 は無い、日本。

<sup>69</sup> 第 56 の指標は、学校の人口の多様性の変化に応じたカリキュラムや教材の変化である。1 は国と地方の人口態様に応じたカリキュラム変更、履行状況の調査と評価の両方を含む、イギリス、スウェーデン。2 は前者のみである、アメリカ、カナダ。

3 は無い、日本、韓国、フランス、ドイツ。

<sup>70</sup> 第 57 の指標は、宗教などを配慮した時間割や休日や宗教活動や服装コードの変更である。

1 は国の法やガイドラインで認める、イギリス。2 は自治体や学校レベルでの裁量で認める、アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。3 は法的には認めない、日本、韓国。

<sup>71</sup> 第 58 の指標は、移民の教員の積極的な登用である。1 は移民の学習・移民としての教員資格の奨励、移民の教員への登用の促進の両方がある、イギリス、ドイツ。2 はどちらか一方がある、スウェーデン。3 は無い、日本、韓国、アメリカ、カナダ、フランス。

<sup>72</sup> 第 59 の指標は、すべての教員に対する異文化間教育を含む文化の多様性の奨励を教える訓練である。1 は教員免許取得に必要な事前の訓練、採用後の訓練の両方がある、カナダ。2 はどちらか一方がある、韓国、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン。(韓国では、採用後の訓練がある)。3 は無い、日本。

<sup>73</sup> 第 60 の指標は、国の選挙権である。1 は一定期間後には国民と同権である。2 は相互主義または一定の国籍にかぎる、イギリス。3 は無い、日本、韓国、アメリカ、カナダ、フランス、ド

ない。

政治的自由について、結社の自由は認められ<sup>77</sup>、外国人の加入を認めている政党も多く、政府が禁止してはいない<sup>78</sup>。しかし、メディアの創設には、理事や株主の国民の割合に関する一定の制約がある<sup>79</sup>。

外国人の諮問機関は国レベルではないが<sup>80</sup>、県<sup>81</sup>や市町村など<sup>82</sup>のレベルでは多くみられ

---

イツ、スウェーデン。

<sup>74</sup> 第 61 の指標は、県の選挙権である。は 5 年以下の居住で国民と同権である、スウェーデン、韓国。2 は 5 年より長い相互主義などの一定の国籍にかぎる、イギリス。3 は無い、日本、アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ。

<sup>75</sup> 第 62 の指標は、市町村の選挙権である。1 は 5 年以下の居住で国民と同権である、スウェーデン、韓国。2 は 5 年より長い相互主義などの一定の国籍にかぎる、イギリス、アメリカ。

3 は無い、日本、カナダ、フランス、ドイツ。

<sup>76</sup> 第 63 の指標は、市町村の被選挙権である。1 は無制約である、スウェーデン。2 は一定のポストや相互主義などの一定の制約がある、イギリス。3 は無い、日本、韓国、アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ。

<sup>77</sup> 第 64 の指標は、結社の権利である。1 は無制約である、日本、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。2 は国民の理事の必要数などの一定の制約がある。3 は無権利である。

<sup>78</sup> 第 65 の指標は、政党加入資格である。1 は国民と同権である（政府により禁止されていない）、日本、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。2 は内部の代表選出の制約がある。3 はその他の制約がある、韓国（韓国では、国民だけが党員になることができる）。

<sup>79</sup> 第 66 の制約は、新聞、ラジオ、テレビなどのメディアの創設である。1 は無制約である、アメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ、スウェーデン。2 は国民と異なる何らかの制約がある、日本。3 は無権利である、韓国、フランス。

<sup>80</sup> 第 67a の指標は、国レベルでの外国人の諮問機関である。1 は常設機関である、韓国。（在韓外国人処遇基本法 8 条参照）。2 外国人政策に関して学識と経験が豊富な者で、委員長が委嘱するもの。2 は不定期の機関である、ドイツ。3 は無い、日本、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、スウェーデン。

第 67b の指標は、国レベルでの外国人の諮問機関の構成である。1 は委員が外国人住民による選挙か移民団体の任命だが、政府の介入が無い、ドイツ。2 は委員が外国人住民による選挙か移民団体の任命だが、政府の介入がある。3 は委員は国の任命である、韓国。

第 67c の指標は、議長である。1 は委員から議長を選ぶ。2 は委員と政府の共同議長である。3 は政府の議長である、韓国、ドイツ（韓国では、國務総理が議長である）。

第 67d の指標は、組織である。1 は独自の発議権、国の機関に対応した助言・勧告権の両方が法定されている、韓国（在韓外国人処遇基本法 8 条 2 項参照）。2 は一方が法定されている。3 はどちらも無い、ドイツ。

第 67e の指標は、委員の選出基準である。1 は両性とすべての国籍・民族構成の両方が法定されている。2 はどちらか一方が法定されている。3 はどちらも法定されていない、韓国、ドイツ。

<sup>81</sup> 第 68a の諮問は、県レベルでの外国人の諮問機関である。1 は常設機関である。2 は不定期の機関である、韓国、アメリカ、ドイツ。3 は無い、日本、イギリス、カナダ、フランス、スウェーデン。

第 68b の指標は、県レベルでの外国人の諮問機関の構成である。1 は委員が外国人住民による選挙か移民団体の任命だが、政府の介入が無い、ドイツ。2 は委員が外国人住民による選挙か移民団体の任命だが、政府の介入がある。3 は委員は国の任命である、韓国、アメリカ。

第 68c の指標は、議長である。1 は委員から議長を選ぶ、ドイツ。2 は委員と政府の共同議長である、アメリカ。3 は政府の議長である、韓国。

第 68d の指標は、組織である。1 は独自の発議権、国の機関に対応した助言・勧告権の両方が

る<sup>83</sup>。

実施策として、国レベルでの積極的な情報支援政策は乏しい<sup>84</sup>。移民組織への公的な助成が、国<sup>85</sup>、県<sup>86</sup>、市町村など<sup>8788</sup>、いずれのレベルでも、十分ではない。自治体の多文化共生

---

法定されている、韓国、ドイツ。2は一方が法定されている、アメリカ。3はどちらも法定されていない。

第68eの指標は、委員の選出基準である。1は両性とすべての国籍・民族構成の両方が法定されている、ドイツ。2はどちらか一方が法定されている。3はどちらも法定されていない、韓国、アメリカ。

<sup>82</sup> 第69aの諮問は、首都レベルでの外国人の諮問機関である。1は常設機関である、韓国、フランス、ドイツ。2は不定期の機関である。3は無い、日本、アメリカ、イギリス、カナダ、スウェーデン。

第69bの指標は、首都レベルでの外国人の諮問機関の構成である。1は委員が外国人住民による選挙か移民団体の任命だが、政府の介入が無い、ドイツ。2は委員が外国人住民による選挙か移民団体の任命だが、政府の介入がある、フランス。3は委員が国の任命である、韓国。

第69cの指標は、議長である。1は委員から議長を選ぶ、ドイツ。2は委員と政府の共同議長である。政府の議長である、フランス。第69dの指標は、組織である。1は独自の発議権、国の機関に対応した助言・勧告権の両方が法定されている、韓国、ドイツ。2は一方が法定されている、フランス。3はどちらも法定されていない。

第69eの指標は、委員の選出基準である。1は両性とすべての国籍・民族構成の両方が法定されている、フランス。2はどちらか一方が法定されている。3はどちらも法定されていない、韓国、ドイツ。

<sup>83</sup> 第70aの指標は、外国人の集住する市町村レベルでの外国人の諮問機関である。1は常設機関である、韓国、ドイツ。2は不定期の機関である、アメリカ、フランス。3は無い、日本、イギリス、カナダ、スウェーデン。

第70bの指標は、外国人の集住する市町村レベルでの外国人の諮問機関の構成である。1は委員が外国人住民による選挙か移民団体の任命だが、政府の介入が無い、ドイツ。2は委員が外国人住民による選挙か移民団体の任命だが、政府の介入がある、フランス。3は委員が国の任命である、韓国、アメリカ。

第70cの指標は、議長である。1は委員から議長を選ぶ、ドイツ。2は委員と政府の共同議長である、アメリカ。

3は政府の議長である、韓国、フランス。

第70dの指標は、組織である。1は独自の発議権、国の機関に対応した助言・勧告権の両方が法定されている、韓国、ドイツ。2は一方が法定されている、アメリカ、フランス。3はどちらも法定されていない。

第70eの指標は、委員の選出基準である。1は両性とすべての国籍・民族構成の両方が法定されている。2はどちらか一方が法定されている、フランス。3はどちらも法定されていない、韓国、アメリカ、ドイツ。

<sup>84</sup> 第71の指標は、国（連邦制では州）レベルの積極的な情報活動である。1は国の政策として行う、韓国、イギリス、スウェーデン。2は一定の州などの個別の政策として行う、アメリカ、カナダ、ドイツ。3は積極的な情報活動は無い、日本、フランス。

<sup>85</sup> 第72の指標は、国レベルの移民組織への公的助成である。1は国民の場合と同じ条件で行う、韓国、フランス、ドイツ、スウェーデン。（韓国では、移民組織への助成は、国レベルの諮問機関への参加にかかわらず、存在する）。2は一定の条件で行う、イギリス、カナダ。3は援助しない、日本、アメリカ。

<sup>86</sup> 第73の指標は、県レベルの移民組織への公的助成である。1は国民の場合と同じ条件で行う、韓国、アメリカ、フランス、ドイツ、スウェーデン。（韓国では、移民組織への助成は、県レベルの諮問機関への参加にかかわらず、存在する）。2は一定の条件で行う、イギリス、カナダ。3は援助しない、日本。（なお、第75の指標の場合も同じく、日本の自治体では、移民組織が当

事業への助成金を外国人団体が採択している場合もあるが、一般に外国人学校への財政支援は乏しい。

5 永住許可	瑞	加	米	英	独	仏	韓	日
5.1 有資格者	75	67	<u>50</u>	<u>0</u>	<u>33</u>	<u>8</u>	42	67
5.2 取得要件	50	<u>35</u>	50	<u>17</u>	<u>8</u>	46	50	<b>38</b>
5.3 資格の安定	86	50	<u>36</u>	<u>21</u>	71	79	57	<b>43</b>
5.4 資格に伴う権利	100	100	<u>63</u>	88	88	<u>50</u>	100	88

永住許可について、有資格者の要件は、滞在期間<sup>89</sup>が原則 10 年と長く、一定の短期滞在の在留資格では永住許可の申請ができない。他方、学生の居住期間も考慮され<sup>90</sup>、許可前に許される在外期間は<sup>91</sup>、3 年間で 18 か月と長い。

資格取得の要件として、言語要件はない<sup>92</sup>。しかし、生計要件があり<sup>93</sup>、審査結果待機期

該年度の多文化共生事業への助成を受ける場合もあるが、恒常的ではなく、民族学校の活動への助成は乏しい。

<sup>87</sup> 第 74 の指標は、首都レベルの移民組織への公的助成である。1 は国民の場合と同じ条件で、韓国、アメリカ、フランス、ドイツ、スウェーデン。(韓国では、移民組織への助成は、首都レベルの諮問機関への参加にかかわらず、存在する)。2 は一定の条件で行う、イギリス、カナダ。3 は援助しない、日本。

<sup>88</sup> 第 75 の指標は、外国人の集住する市町村レベルの移民組織への公的助成である。1 は国民の場合と同じ条件で行う、韓国、アメリカ、フランス、ドイツ、スウェーデン。(韓国では、移民組織への助成は、市町村レベルの諮問機関への参加にかかわらず、存在する)。2 は一定の条件で行う、イギリス、カナダ。3 は援助しない、日本。

<sup>89</sup> 第 76a の指標は、永住許可に必要な居住期間の要件である。1 は 5 年より短い、アメリカ、カナダ、スウェーデン。2 は 5 年である、韓国、フランス、ドイツ。(韓国では、2 年の結婚移民以外、原則 5 年)。3 は 5 年より長い、日本、イギリス (日本では、原則 10 年)。

第 76b の指標は、永住許可の際に考慮する文書である。1 はどんな法的資格でも可能である、カナダ。2 はどんな滞在許可でも可能である、ドイツ、スウェーデン。3 は一定の短期滞在を除く、日本、韓国、アメリカ、イギリス、フランス。

<sup>90</sup> 第 77 の指標は、学生・生徒の頃の滞在期間である。1 はカウントされる、日本、韓国、カナダ、スウェーデン。2 は割り引いてカウントされる。3 はカウントされない、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ。

<sup>91</sup> 第 78 の指標は、許可前に許される在外期間である。1 は続けて 6 か月で合計で 10 か月より長い、日本、アメリカ。2 は続けて 6 か月で合計で 10 か月である、ドイツ、スウェーデン。3 はそれよりも短い、韓国、イギリス、カナダ、フランス。(韓国では、3 か月)。

<sup>92</sup> 第 79a の指標は、言語要件である。1 は不要または任意のコースである、日本、韓国、アメリカ、スウェーデン。2 は言語コースの履修を要件とする、イギリス、フランス。3 は言語試験を含む、カナダ、ドイツ。

第 79b の指標は、言語要件のレベルである。1 は A1 以下のレベルである、韓国、イギリス、カナダ、フランス。2 は A2 レベルである。3 は B1 以上のレベルである、ドイツ。

第 79c の指標は、社会・文化的統合要件である。1 は不要または任意のコースである、カナダ。2 は統合コースの履修を要件とする、イギリス、フランス。3 は統合試験を含む、ドイツ。

第 79d の指標は、言語要件・統合要件の免除である。1 は教育資格などの個人の能力の考慮、障害のある人のグループの免除の両方がある、ドイツ。2 はどちらか一方がある、イギリス、カ

限がなく<sup>94</sup>、申請手数料は 8000 円と安い<sup>95</sup>。

資格の安定について、永住許可の有効期限はなく、外国人登録証（または在留カード）の切替（確認）交付時期を考慮しても、5 年以上である<sup>96</sup>。更新は自動的といえる<sup>97</sup>。資格取得後の在外滞在期間は<sup>98</sup>、3 年以上可能である。不許可・取消・更新拒否の事由は<sup>99</sup>、虚偽申告・重大犯罪・公共秩序違反がある。退去強制しない場合の考慮事由として<sup>100</sup>、「在留

---

ナダ、フランス。3 はどれも無い。

第 79e の指標は、言語要件判定者である。1 は言語教育の専門家であり、政府から独立した人が行う、イギリス、カナダ、ドイツ。2 は言語教育の専門家であるが、政府から独立していない政府の言語機関の人が行う、フランス。3 は言語教育の専門家でも、政府から独立した人でもなく、警察や外国人官庁やコンサルタントが行う。

第 79f の指標は、費用である。1 は無料または低額である、カナダ、フランス、ドイツ。2 は通常の行政手続費用である。3 は高額である、イギリス。

第 79g の指標は、言語要件合格支援である。1 は公表されている質問項目や学習ガイドに基づく審査である、カナダ、ドイツ。2 は公表されているコースに基づく審査である、フランス。3 は公表されていない基準による審査である、イギリス。

第 79h の指標は、言語要件支援の費用である。1 は無料または低額である、カナダ、フランス。2 は通常の行政手続費用である、ドイツ。3 は高額である、イギリス。

<sup>93</sup> 第 80 の指標は、生計要件である。1 は無いまたは生活保護より低い、無収入は除かれる、アメリカ。2 は生活保護より高い、フルタイム労働でなくてもよい、韓国、カナダ、フランス、スウェーデン。3 はフルタイムで合法的な仕事でなければならない、日本、イギリス、ドイツ。

<sup>94</sup> 第 81 の指標は、審査結果待機期限である。1 は 6 か月以下と法定されている。2 は 6 か月より長いと法定されている、フランス。3 は期限の定めがない、日本、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ、スウェーデン。

<sup>95</sup> 第 82 の指標は、申請・発行の費用である。1 は無料またはわずかな費用である。2 は通常の一般的な行政手続と同じ費用である、日本、韓国、スウェーデン。3 は高額である、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ。

<sup>96</sup> 第 83 の指標は、永住許可の有効期間である。1 は 5 年以上である、日本、韓国、アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。（日本も韓国も、永住許可に有効期限はない。日本では、外国人登録証の切替更新が 5 年ごとであったのが、改正入管法により 2012 年から導入された新たな在留カードの更新は 7 年ごととなる）。2 は 3 年以上 5 年未満である。3 は 3 年未満である、イギリス。

<sup>97</sup> 第 84 の指標は、更新である。1 は自動的に更新される、日本、韓国、ドイツ、スウェーデン。2 は申請により更新される、アメリカ、フランス。3 は元の条件に合致していることを要件とする、イギリス、カナダ。

<sup>98</sup> 第 85 の指標は、資格取得後の在外滞在期間である。1 は 3 年以上である、日本、フランス（日本では、再入国許可の期限が最長 3 年で 1 年延長して 4 年までであったのが、改正入管法により 2012 年からは最長 5 年で 1 年延長して 6 年まで可能となった）。2 は 1 年より長く 3 年より短い、韓国、カナダ、フランス（韓国では、2 年）。3 は 1 年以下である、アメリカ、イギリス、ドイツ。

<sup>99</sup> 第 86 の指標は、不許可・取消・更新拒否の事由である。1 は虚偽の判明だけ、公共・国家安全の危険だけ、または虚偽の判明と公共・国家安全の危険だけである、ドイツ。2 は重大犯罪の有罪、または元の条件を満たさないこと（失業等）のいずれかを含む、韓国、カナダ、スウェーデン。3 は公共・国家安全の危険、元の条件を満たさないこと（失業等）などを含む、日本、アメリカ、イギリス、フランス。

<sup>100</sup> 第 87 の指標は、退去強制しない場合の考慮事由である。1 は本人の行動、年齢、滞在期間、家族状況、居住国とのつながり、出身国との（無）関係、滞在期間の短縮化のすべてを考慮する、日本、フランス、ドイツ、スウェーデン。2 は少なくとも年齢、滞在期間、家族状況、居住国と



特別許可に係るガイドライン」に、本人の行動、年齢、滞在期間、家族状況、国とのつながり、出身国との関係の希薄さを考慮する旨が明記されている。

退去強制忌避事由として<sup>101</sup>、20年以上の長期居住者、未成年者、国内生まれの居住者または18歳までに10年以上居住した者に対する退去強制禁止規定は入管法にはない。不許可や取消や更新拒否の場合の法的保障は<sup>102</sup>、行政手続法の適用が除外されており、詳しい理由の開示はなされない。行政不服審査法の適用も除外されており、不服申立の制度がない問題もある。

資格に伴う権利として、退職後の居住権は<sup>103</sup>、維持できる。雇用・自営・経済活動へのアクセスと労働条件は<sup>104</sup>、国民と同様である。社会保障・福祉・医療・住宅へのアクセスは<sup>105</sup>、国民と同様である。学歴と資格の承認については<sup>106</sup>、一定の資格は承認されない。

6 国籍取得	瑞	加	米	英	独	仏	韓	日
6.1 有資格者	60	95	80	65	90	75	<u>30</u>	40
6.2 取得要件	71	67	<u>36</u>	<u>30</u>	<u>33</u>	<u>25</u>	<u>38</u>	41
6.3 資格の安定	86	<u>36</u>	<u>29</u>	<u>43</u>	64	<u>36</u>	<u>36</u>	50
6.4 二重国籍	100	100	100	100	50	100	75	0

のつながりを考慮する、イギリス、カナダ。3は上記のどれかを考慮するか、またはまったく考慮しない、韓国、アメリカ。

<sup>101</sup> 第88の指標は、退去強制忌避事由である。1は20年以上の長期居住者、未成年者、国内生まれの居住者または18歳までに10年以上居住した者のすべての場合に退去強制しない、フランス、スウェーデン。2はどれか1つ以上の場合に退去強制しない。3は退去強制の忌避事由が定められていない、日本、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ。

<sup>102</sup> 第89の指標は、不許可・取消・更新拒否の場合の法的保障である。1は理由開示、異議申立、独立の行政機関や裁判所への審査請求や提訴のすべてが保障されている、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。2は少なくとも理由開示と異議申立が保障されている。3は理由開示と異議申立のどちらか1つか、どちらも保障されていない、日本。

<sup>103</sup> 第90の指標は、退職後の居住権である。1は居住権が維持される、日本、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。2は、権利が縮小して維持される。3は維持されない。

<sup>104</sup> 第91の指標は、雇用・自営・経済活動へのアクセスと労働条件である。1は国民と同様である、日本、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ、スウェーデン。2は国民を優先する。3は他の制約条件が課される、フランス。

<sup>105</sup> 第92の指標は、社会保障・福祉・医療・住宅へのアクセスである。1は国民と同様、日本、韓国、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。(韓国の生活保護は、結婚移民に限定では?) 2は国民を優先。3は他の制約条件が課される、アメリカ。(なお、国民年金に関する日本の判例は、国民を優先することも立法政策の問題としており、1980年代の法改正以前の無年金者の救済が不十分な問題は残っている)。

<sup>106</sup> 第93の指標は、学歴と資格の承認である。1は国民と同じ、韓国、カナダ、スウェーデン。2は国民と違う手続である、アメリカ、イギリス、ドイツ。3は承認されない、日本、フランス。(実は、日本と韓国は同じかもしれない。外国の資格を国内の資格と同じに扱わないとして、承認されない日本では評価したが、韓国では、外国の資格をもつ外国人と韓国人は同じに扱われるとして評価している)。

国籍取得の有資格者について、1世は<sup>107</sup>、原則5年で帰化できる。国籍取得以前に許される在外居住期間は<sup>108</sup>、5年間で6カ月である。国民の配偶者の場合は<sup>109</sup>、3年または1年（3年以上の婚姻）の居住でよいが、内縁関係や同性のパートナーの場合は<sup>110</sup>、一般の外国人と同じ居住要件である。2世<sup>111</sup>や3世<sup>112</sup>の場合でも、帰化が必要である。

国籍取得要件として、言語要件は<sup>113</sup>、簡単な日本語で小学校3年生程度と説明されてい

---

<sup>107</sup> 第94の指標は、1世の国籍取得である。1は5年以下の居住、日本、韓国、アメリカ、カナダ、フランス、スウェーデン。（韓国では、国籍法5条（一般帰化要件）によれば、「外国人が帰化許可を受けるためには、6条および7条に規定された場合を除いては、次の各号の要件を備えなければならない。1. 5年以上継続して大韓民国に住所があること」）。2は5年から10年、イギリス、ドイツ。3は10年以上。

<sup>108</sup> 第95の指標は、国籍取得以前に許される在外居住期間である。1は以下より長い、カナダ、フランス、ドイツ。2は不継続で10カ月または継続で6カ月までである、日本、アメリカ。（なお、日本では公表されていないが、過去5年間に6カ月という目安があるようである）。3はそれより短い、韓国、イギリス、スウェーデン。

<sup>109</sup> 第96aの指標は、国民の配偶者の場合である。1は3年以下の居住または婚姻を要件とする、日本、韓国、アメリカ、ドイツ、スウェーデン。（韓国では、継続2年以上の居住、または3年以上の婚姻歴のある場合は継続1年以上の居住）。2は3年を超え5年以下の居住または婚姻を要件とする、イギリス、カナダ、フランス。3は5年を超える居住または婚姻を要件とする。

<sup>110</sup> 第96bの指標は、パートナーや内縁関係の居住要件である。1は配偶者と同じである、イギリス、カナダ、ドイツ、スウェーデン。2は配偶者より長い、一般の外国人より短い。3は一般の外国人と同じである、日本、韓国、アメリカ、フランス。

<sup>111</sup> 第97の指標は、2世の国籍取得である。1は出生により自動的に取得する、アメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ。2は出生後の届出や宣言により取得する、フランス、スウェーデン。3は（簡易化されようとして）帰化手続による、日本、韓国。

<sup>112</sup> 第98の指標は、3世の国籍取得である。1は出生により自動的に取得する、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ。2は出生後の届出や宣言により、スウェーデン。3は（簡易化されようとして）帰化手続による、日本、韓国。（韓国の国籍法6条（簡易帰化要件）参照）。

<sup>113</sup> 第99aの指標は、言語要件である。1は無いまたはA1以下である、アメリカ、イギリス、カナダ、スウェーデン。2はA2レベルである、日本、韓国。（日本の小学校3、4年生、韓国の3、4年生レベルは、おおよそA2レベル）3はB1以上または基準のない行政裁量による、フランス、ドイツ。

第99bの指標は、言語要件の免除規定である。1は教育や資格を考慮した免除、年齢や障害などを考慮した免除の両方がある、ドイツ、スウェーデン。2はそのどちらか一方がある、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ。（韓国の国籍法施行令4条（帰化適格審査）参照）。3はどちらも無い、日本、フランス。

第99cの指標は、言語要件判定者である。1は言語教育の専門家であり、政府から独立した人が行う、イギリス、カナダ、ドイツ。2は言語教育の専門家であるが、政府から独立していない政府の言語機関の人が行う、韓国。（韓国の筆記試験は、ソウル国立大学の教育学部と民間調査により開発され、法務省の入国管理局の教育専門家が担当する）。3は言語教育の専門家でも、政府から独立した人でもなく、警察や外国人官庁やコンサルタントが行う、日本、アメリカ。

第99dの指標は、費用である。1は無料または低額である、日本、アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ。2は通常の行政手続費用である、韓国。3は高額である、イギリス。

第99eの指標は、言語要件合格支援である。1は公表されている質問項目や学習ガイドに基づく審査である、韓国、アメリカ、カナダ、ドイツ。（韓国では、帰化手続を促進する無料のコース）。2は公表されているコースに基づく審査である。3は公表されていない基準による審査である、イギリス、フランス。

第99fの指標は、言語要件支援の費用である。1は無料または低額である、韓国、アメリカ、

る。高齢者などへの言語要件の免除要件は、法定されていない。かつて日本人風の生活様式が問題とされていたが、今日では言語以外の統合要件<sup>114</sup>はない。しかし、生計要件があり<sup>115</sup>、犯罪歴<sup>116</sup>その他の素行要件<sup>117</sup>がある。審査期間の上限規定はないが<sup>118</sup>、審査費用は無料である<sup>119</sup>。

資格の安定について、その他の不許可事由は<sup>120</sup>、虚偽の判明や公安要件である。裁量の幅が大きく<sup>121</sup>、不許可とする前に考慮する要素は<sup>122</sup>、素行、年齢、滞在期間などが国籍法

---

カナダ。(韓国では、無料)。2は通常の行政手続費用である、ドイツ。3は高額である、イギリス、フランス。

<sup>114</sup> 第 100a の指標は、統合要件である。1は無いまたは情報の任意の条項がある、日本、イギリス、スウェーデン。2は統合コースの履修を要件とする。3は統合試験の合格を要件とする、韓国、アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ。

第 100b の指標は、統合要件の免除である。1は教育や資格を考慮した免除、年齢や障害などを考慮した免除の両方がある、ドイツ。2はそのどちらか一方がある、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ。3はどちらもない、フランス。

第 100c の指標は、統合要件の判定者である。1は言語教育の専門家であり、政府から独立した人が行う、イギリス、カナダ、ドイツ。2は言語教育の専門家であるが、政府から独立していない政府の言語機関の人が行う、韓国、アメリカ。3は言語教育の専門家でも、政府から独立した人でもなく、警察や外国人官庁やコンサルタントが行う、フランス。

第 100d の指標は、統合要件の費用である。1は無料または低額である、アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ。2は通常の行政手続費用である、韓国。3は高額である、イギリス。

第 100e の指標は、統合要件合格支援である。1は公表されている質問項目や学習ガイドに基づく審査である、韓国、アメリカ、カナダ、ドイツ。2は公表されているコースに基づく審査である。3は公表されていない基準による審査である、イギリス、フランス。

第 100f の指標は、統合要件支援の費用である。1は無料または低額である、韓国、アメリカ、カナダ、ドイツ。(韓国は、無料)。2は通常の行政手続費用である。3は高額である、イギリス、フランス。

<sup>115</sup> 第 101 の指標は、生計要件である。1は無い、アメリカ、カナダ、スウェーデン。2は最低賃金レベルである、韓国。(韓国の国籍法 5 条 (一般帰化要件) 参照)。3は安定雇用などのその他の要件が必要である、日本、イギリス、フランス、ドイツ。

<sup>116</sup> 第 102 の指標は、犯罪歴である。1は 5 年以上の懲役・禁固または資格認定猶予期間を考慮する、スウェーデン。2は 5 年未満の懲役・禁固を考慮する、カナダ。3は軽犯罪違反などのその他の犯罪の場合も考慮する、日本、韓国、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ。

<sup>117</sup> 第 103 の指標は、素行条項である。1は無い、カナダ、ドイツ。2はあるが施行細則がない、日本、韓国、スウェーデン。(韓国では、求職する韓国人と同じ基準である)。3は施行細則がある、アメリカ、イギリス、フランス。

<sup>118</sup> 第 104 の指標は、審査期間の上限である。1は 6 カ月以内である、イギリス。2は 6 カ月を超えるが法定されている、フランス。3はこの種の規定がない、日本、韓国、アメリカ、カナダ、ドイツ、スウェーデン。

<sup>119</sup> 第 105 の指標は、帰化手続の費用である。1は無料である、日本、フランス。2は通常の行政手続と同額である、韓国、カナダ、スウェーデン。(韓国では、10 万ウォン)。3は高額である、アメリカ、イギリス、ドイツ。

<sup>120</sup> 第 106 の指標は、不許可の追加理由である。1は虚偽の判明だけである。2は虚偽の判明と公共・国家安全への危険だけである、韓国、スウェーデン。3はそれら以外の理由もある、日本、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ。

<sup>121</sup> 第 107 の指標は、不許可に際しての裁量である。1は法の定める要件に合致していれば申請が許可される、ドイツ。2は狭い幅の裁量である、韓国、アメリカ、カナダ、スウェーデン。(韓国では、面接の際に裁量が働く)。3は裁量手続である、日本、イギリス、フランス。

に明示されている。本人と家族への影響、国とのつながりなどは明示されていない。不許可の場合<sup>123</sup>の理由開示や不服申立の制度がない。なお、日本には、国籍取消<sup>124</sup>の制度<sup>125</sup>はない<sup>126</sup>。

複数国籍については、1世の場合も<sup>127</sup>、2世や3世の場合も<sup>128</sup>、帰化に際して従来の国籍

---

<sup>122</sup> 第108の指標は、不許可の際の考慮事項である。1は本人の行動、年齢、滞在期間・国籍保持期間、本人と家族への影響、国とのつながり、(居住許可への格下げ)代替手段のすべてを考慮する、イギリス、スウェーデン。2は少なくとも年齢、滞在期間・国籍保持期間、本人と家族への影響、国とのつながりを考慮する。3は年齢、滞在期間・国籍保持期間、本人と家族への影響、国とのつながりのどれかが考慮されない、日本、韓国、アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ。

<sup>123</sup> 第109指標は、不許可の場合の法的保障である。1は理由開示、異議申立、独立の行政機関や裁判所への審査請求や提訴のすべてが保障されている、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。2は少なくとも理由開示と異議申立が保障されている。3は理由開示と異議申立のどちらか一方か、両方とも保障されていない、日本。

<sup>124</sup> 第110の指標は、資格取消の理由である。1は虚偽の判明だけである、日本、カナダ、ドイツ、スウェーデン。2は虚偽の判明と公共・国家安全の危険だけである、韓国、アメリカ。3はそれら以外も理由とされる、イギリス、フランス。

<sup>125</sup> 第111の指標は、取消の時間的制限である。1は5年以内である、日本、イギリス、ドイツ、スウェーデン。2は5年を超える、フランス。3は時間の制限が無い、韓国、アメリカ、カナダ。

<sup>126</sup> 第112の指標は、取消による無国籍である。1は法律で禁止されている、日本、フランス、スウェーデン。2は裁量による、ドイツ。3は法に明示されていない、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ。

<sup>127</sup> 第113の指標は、1世の帰化の際の従来の国籍放棄である。1は不要であり、複数国籍を容認している、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、スウェーデン。2は必要だが、出身国で国籍放棄が認められない場合や不合理な高額費用が必要な場合などの例外もある、韓国、ドイツ。

(例外は、韓国の国籍法6条2項により「① 韓国人と婚姻した状態で韓国に2年以上居住している者か、韓国人と婚姻した状態で韓国に1年以上居住していて婚姻後3年以上経過している者」、同7条1項により「② 外国人で韓国に特別の功労がある者、③ 科学、経済、文化、スポーツなどの特別な分野で非常に優れた能力を有し、韓国の国益に寄与すると認められた者」である)。3は必要である、日本。(しかし、国籍法5条2項は「法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係または境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項5号(国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと＝筆者注)に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる」と定めており、質問の答えとしては2が適当だが、韓国やドイツよりも例外が狭いので、同じに扱うのは適当ではないかもしれない)。

<sup>128</sup> 第114の指標は、2世や3世の場合の複数国籍である。1は両方とも容認されている、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、スウェーデン。(韓国では、出生により複数国籍を得た者は、20歳になる前に1つの国籍を選択しなければならない。しかし、韓国で外国籍を外国の国籍を行使しないことを誓約した複数国籍者は、この限りでない。国籍法10条2項、12条1項)。2は婚姻関係や生地主義国で生まれたことなどの条件の下に認められる、ドイツ。3は複数国籍を認めない、日本。(日本の国籍法14条1項が「外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなった時が二十歳に達する以前であるときは二十二歳に達するまでに、その時が二十歳に達した後であるときはその時から二年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない」と国籍の選択を定め、同15条1項が「法務大臣は、外国の国籍を有する日本国民で前条第一項に定める期限内に日本の国籍の選択をしないものに対して、書面により、国籍の選択をすべきことを催告することができる」とある。しかし、この催告の実例はなく、他方の国が複数国籍を容認していれば、事実上、複数国籍を維持することもできるが、法律上は認められていない国と整理される)。

放棄が必要である。

7 差別禁止	瑞	加	米	英	独	仏	韓	日
7.1 定義と概念	79	100	100	100	50	86	29	14
7.2 適用範囲	100	100	100	100	75	100	100	0
7.3 執行メカニズム	83	63	88	67	50	67	42	29
7.4 平等政策	89	94	67	78	17	56	44	11

差別禁止法の存在しない点は<sup>129</sup>、非常に低い評価となる<sup>130</sup>。私人間の差別事例について<sup>131</sup>損害賠償を認める判決はみられるが、行政の取組の根拠法令としても<sup>132</sup>、差別禁止法が望まれる。将来の差別禁止法の内容として、民族差別等のほかに、国籍差別や民族的なプロファイリングの禁止を含むか<sup>133</sup>、表現の自由の制約事由<sup>134</sup>、複合差別に関する特別規定<sup>135</sup>などの問題をどのように定めるかといった課題がある。また、適用事例として、雇用や職業訓

<sup>129</sup> 第 115 の指標は、直接差別、間接差別、ハラスメント、差別指示を含む差別の定義に基づくところの差別事由である。1 は人種と民族、宗教と信念、国籍の 3 つを含む、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、スウェーデン。(韓国の国家人権委員会法 2 条 4 項(定義)参照)。2 は上記の 2 つを含む、ドイツ。3 は人種と民族のみ、無し、または国際基準や憲法上の法解釈による、日本。

<sup>130</sup> 第 116 の指標は、団体による差別や決めつけられた性質(assumed characteristics)に基づく差別の定義がカバーする差別事由である。1 は人種と民族、宗教と信念、国籍の 3 つを含む、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、スウェーデン。2 は上記の 2 つを含む。3 は人種と民族のみ、無し、または国際基準や憲法上の法解釈による、韓国、ドイツ。

<sup>131</sup> 第 117 の指標は、自然人と法人に対する差別禁止法の適用である。1 は私的部門にも、公的活動を行う私的部門にも適用される、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。(韓国の国家人権委員会法 30 条(委員会の調査対象)参照)。

<sup>132</sup> 第 118 の指標は、公的部門への差別禁止法の適用である。1 は公的機関にも、警察にも適用される、日本、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ。(日本では、特別の差別禁止法はないものの、憲法 14 条は、公的機関と警察の人種・信条等の差別にも適用され、労働基準法 3 条が労働条件に関する国籍・信条差別にも適用されるので、1 に変更した。韓国の国家人権委員会法 30 条(委員会の調査対象)参照)。2 はそのどちらかにかぎる、スウェーデン。3 はどちらも適用されない。

<sup>133</sup> 第 119 の指標は、法の禁ずる内容である。1 は人種・民族や宗教・信念や国籍に基づく、暴力教唆や憎悪や差別、人種や宗教に動機づけられた公での侮辱や脅迫や中傷、その種の攻撃の開始や助言や扇動やそそのかし、人種のプロファイリングの 4 つをすべて含む、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、スウェーデン。2 は人種のプロファイリング以外の 3 つを含む、ドイツ。3 は上記の 2 つ以内を含むだけである、韓国。

<sup>134</sup> 第 120 の指標は、結社の自由、集会の自由、言論の自由の制約が許されるための平等取扱の阻害事由である。1 は人種と民族、宗教と信念、国籍の 3 つを含む、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、スウェーデン。2 は上記の 2 つを含む。3 は人種と民族のみ、無し、または裁判所の解釈による、韓国、ドイツ。

<sup>135</sup> 第 121 の指標は、複合差別の禁止の特別規定である。1 はあり、被害者の選択により裁判提起できる、アメリカ、イギリス、カナダ。2 はあるが、被害者は選択できない、ドイツ。3 は無い、韓国、フランス、スウェーデン。

練<sup>136</sup>、教育<sup>137</sup>、社会保障<sup>138</sup>、社会的恩典<sup>139</sup>、住宅<sup>140</sup>、医療<sup>141</sup>などの公的サービスの分野ごとに検討される必要がある。

実施メカニズムとして、民事・刑事・行政手続による救済<sup>142</sup>、代替的な紛争解決手続<sup>143</sup>、提訴理由<sup>144</sup>、民事裁判と行政手続に要する期間<sup>145</sup>、挙証責任の転換<sup>146</sup>、証拠<sup>147</sup>、不当被害防

---

<sup>136</sup> 第 122 の指標は、雇用や職業訓練への差別禁止法の適用である。1 は人種と民族、宗教と信念、国籍の 3 つを含む、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、スウェーデン。(韓国の国家人権委員会法 2 条)。2 は上記の 2 つ、日本、ドイツ。(日本では特別の差別禁止法はないものの、労働基準法 3 条は、雇用における国籍・信条差別を禁止し、雇用安定法 3 条は、職業訓練における国籍・信条・人種差別を禁止するので、2 に変更した)。3 は人種と民族のみ、無し、または国際基準や憲法に基づく裁判所の解釈による。

<sup>137</sup> 第 123 の指標は、教育への差別禁止法の適用である。1 は人種と民族、宗教と信念、国籍の 3 つを含む、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。(韓国の国家人権委員会法 2 条参照)。2 は上記の 2 つ、日本。(日本では特別の差別禁止法はないものの、教育基本法 4 条は、教育における人種・信条差別を禁止しているので、2 に変更した)。3 は人種と民族のみ、無し、または国際基準や憲法に基づく裁判所の解釈による。

<sup>138</sup> 第 124 の指標は、社会保障への差別禁止法の適用である。1 は人種と民族、宗教と信念、国籍の 3 つを含む、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。(韓国の国家人権委員会法 2 条)。2 は上記の 2 つ。3 は人種と民族のみ、無し、または国際基準や憲法に基づく裁判所の解釈による。

<sup>139</sup> 第 125 の社会的恩典 (social advantages) への差別禁止法の適用である。1 は人種と民族、宗教と信念、国籍の 3 つを含む、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。(韓国の国家人権委員会法 2 条)。2 は上記の 2 つを含む。3 は人種と民族のみ、無し、または国際基準や憲法に基づく裁判所の解釈による。

<sup>140</sup> 第 126 の指標は、住宅を含む公共の用に供する物やサービスの利用への差別禁止法の適用である。1 は人種と民族、宗教と信念、国籍の 3 つを含む、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、スウェーデン。(韓国の国家人権委員会法 2 条)。2 は上記の 2 つを含む、ドイツ。3 は人種と民族のみ、無し、または国際基準や憲法に基づく裁判所の解釈による。

<sup>141</sup> 第 127 の指標は、医療を含む公共の用に供する物やサービスの利用への差別禁止法の適用である。1 は人種と民族、宗教と信念、国籍の 3 つを含む、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、スウェーデン。(韓国の国家人権委員会法 2 条)。2 は上記の 2 つを含む、ドイツ。3 は人種と民族のみ、無し、または国際基準や憲法に基づく裁判所の解釈による。

<sup>142</sup> 第 128 の指標は、被害者が訴えることができる対象である、1 は民事手続、刑事手続、行政手続のすべてを対象とする、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ。2 は上記の 2 つを対象とする、カナダ、スウェーデン。3 は上記の 1 つを対象とする、韓国。(韓国の国家人権委員会法 45 条 (告発および懲戒勧告) 参照)。

<sup>143</sup> 第 129 の指標は、代替的な紛争解決手続である。1 は拘束力ある決定、上訴の両方がある、韓国、アメリカ、スウェーデン。(韓国の国家人権委員会法 40 条 (合意の勧告) 参照)。2 はどちらか一方がある、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ。3 はいずれも無い。

<sup>144</sup> 第 130 の指標は、被害者が訴えることのできる理由である。1 は人種と民族、宗教と信念、国籍の 3 つを含む、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン。(韓国の国家人権委員会法 2 条)。2 は上記の 2 つを含む。3 は人種と民族のみである。

<sup>145</sup> 第 131 の指標は、民事裁判と行政手続の両方の平均時間である。1 は 6 カ月以内である。2 は 1 年以内である、韓国、ドイツ、スウェーデン。(韓国では、およそ 8 か月から 10 か月である)。3 は 1 年を超える、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス。

<sup>146</sup> 第 132 の指標は、挙証責任の転換である。1 は民事裁判でも、行政手続でもみられる、アメリカ、イギリス、フランス、スウェーデン。2 は民事裁判にだけみられる、ドイツ。3 は無い、韓国、カナダ。

<sup>147</sup> 第 133 の指標は、裁判所の認める証拠である。1 は状況審査、統計データの両方である、ア

止<sup>148</sup>、国の財政支援<sup>149</sup>、平等保護機関の役割<sup>150</sup>、訴訟形式<sup>151</sup>、制裁の態様<sup>152</sup>、および重加算罰の理由<sup>153</sup>などに応じた考察が望まれる。

平等政策については、特別な政府機関の創設<sup>154</sup>、その被害者支援<sup>155</sup>、裁判所に準じる活動<sup>156</sup>、申立人に代理する上での当事者適格<sup>157</sup>、独自の手続開始・調査・証拠補強権限<sup>158</sup>、法が

---

アメリカ、イギリス、フランス、スウェーデン。2はどちらか一方である、カナダ、ドイツ。3はどちらも認めない、韓国。

<sup>148</sup> 第 134 の指標は、不当被害防止(Protection against victimization)である。1は雇用、職業訓練、教育、サービス、商品のすべてにみられる、アメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ、スウェーデン。2は雇用と職業訓練にみられる、フランス。3は無い、または雇用にだけみられる、韓国。

<sup>149</sup> 第 135 の指標は、国の財政支援である。1は弁護士費用などの国の財政支援か無料、無料の通訳の両方がある、韓国、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン。(韓国の国家人権法 47 条 (被害者のための法律救助要請) 参照)。2はどちらか一方がある、カナダ。3はどちらも無い。

<sup>150</sup> 第 136 の指標は、平等原理の保護に正当な利益を有する法機関である。1は被害者の代理、被害者の支援、特別な被害者がいない場合の提訴もできる、フランス。2は被害者の代理か、被害者に代わる提訴ができる、韓国、アメリカ、カナダ、スウェーデン。(韓国の国家人権法 45・47 条)。3は被害者の支援のみである、イギリス、ドイツ。

<sup>151</sup> 第 137 の指標は、訴訟の方式である。1は個人訴訟、団体訴訟、民衆訴訟のどれでも可能である、アメリカ、カナダ。2はどれか 2 つだけ可能である、スウェーデン。3は無い、またはどれか 1 つだけである、韓国、イギリス、フランス、ドイツ。

<sup>152</sup> 第 138 の指標は、制裁である。1は物的損害の賠償、精神的損害の賠償、差別で失った権利回復、積極的差別は正措置、妨害排除の消極的措置、反復的妨害を防止する消極的措置、違反者の公表、法人への特別な制裁のうち 5 つ以上がある、韓国、アメリカ、カナダ、フランス、スウェーデン。(韓国では、物的損害の賠償、精神的損害の賠償、差別で失った権利回復、妨害排除の消極的措置、反復的妨害を防止する消極的措置)。2は少なくとも、差別で失った権利回復、妨害排除の消極的措置、法人への特別な制裁がある、イギリス。3は少なくとも上記の 2 つがある、ドイツ。

<sup>153</sup> 第 139 の指標は、人種・宗教・国籍に基づく差別的な動機が、重加算罰の理由として扱われることである。1は人種・民族、宗教・信念、国籍の 3 つすべての理由が考慮される、アメリカ、イギリス、カナダ、スウェーデン。2は人種または宗教が考慮される。3は人種が規定上考慮されているか、裁判所の解釈のみによって考慮される、韓国、フランス、ドイツ。

<sup>154</sup> 第 140 の指標は、平等政策のための特別な政府機関の創設である。1は人種・民族、宗教・信念、国籍の 3 つすべての理由である、韓国、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、スウェーデン。2は 2 種類の理由である、ドイツ。3は人種のみである。

<sup>155</sup> 第 141 の指標は、特別な機関の被害者を支援する権限である。1は被害者への独自の法的助言、独自の事実調査の両方である、韓国、イギリス、カナダ、フランス、スウェーデン。2はどちらか一方である、アメリカ、ドイツ。3はどちらも無い。

<sup>156</sup> 第 142 の指標は、裁判所に準じる特別な機関としての活動である。1は決定に拘束力があり、提訴できる。2はどちらか一方である、韓国、カナダ。3はどちらも無い、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン。

<sup>157</sup> 第 143 の指標は、特別な機関の申立人に代わって手続を行う当事者適格である。1は裁判代理、行政手続代理の両方である、カナダ、スウェーデン。2は裁判代理のみである、アメリカ。3は無しまたは行政手続代理のみである、韓国、イギリス、フランス、ドイツ。

<sup>158</sup> 第 144 の指標は、特別な機関の自ら手続を開始し、調査し、証拠を補強する権限である。1は自ら手続を開始し、調査し、証拠を補強することができる、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、スウェーデン。2は自ら調査し、証拠を補強することができる。3はこれらの権限が無い、韓国、ドイツ。

国に命じている内容<sup>159</sup>、国レベルでの差別禁止の法令順守のメカニズムと政府機関<sup>160</sup>、公的機関への平等促進の義務づけ<sup>161</sup>、積極的差別是正措置<sup>162</sup>の導入なども今後の検討課題である。

おわりに

外国人の権利保障を数量化する先行研究として、オーストリアのバウベックらの研究がある<sup>163</sup>。以前、その評価項目に合わせて、日本を数量化してみようと試みたことがある。しかし、評価項目の点数づけが恣意的に思われ、途中で断念した経験がある。MIPEXは各国の研究者の議論を経て、この点の改善がなされているものと思われるが、やはり第1の問題は、評価項目と点数の設定の仕方が難しい点である。

第2に、評価の恣意性が克服できない中で、各国の横軸の比較による序列化は偏見を招くおそれがある。むしろ、経年的に各国の制度が外国人の権利保障を進めているのか、それとも後退させているのかといった縦軸の評価の目安に使うことが望まれる。

第3に、同じ政策指標の質問項目であっても、答える人によって、評価が異なる場合がありうる。この種の評価基準の設定においては、避けがたい難しい問題がある。一応、報告者の他に、評価者を置いて、こうした問題をチェックする態勢になっている。しかし、たとえば、日系人およびその集住地域を中心とした政策については、日本政府は、一定の取組みをしているが、日系人の外国人登録人口に占める人口比（おそらく15%）から、これらの政策を加点に評価する原案に対しては、MIPEXの責任者からは、消極的な意見があり、加点を見送った場面もある（他方、韓国では、結婚移民とその子どもを対象とした施策が評価を高くしているが、一般的な外国人施策でないものも多いように思われる）。実際には日系人以外も対象にしているのであるが、日系定住外国人施策という枠組みでは、質問項目により、加点されにくい場合がある。また、県で外国人の諮問機関をもっているの

---

<sup>159</sup> 第145の指標は、法が国家自体に命じている内容である。1は情報宣伝、差別問題の社会的対話の確保、市民社会との組織的な対話の3つがある、韓国、イギリス、カナダ、フランス。2は少なくとも1つがある。3はいずれも無い、アメリカ、ドイツ。

<sup>160</sup> 第146の指標は、国レベルでの差別禁止の法令順守のメカニズムと政府機関の存在である。1は差別禁止の法令順守のメカニズム、差別禁止の政府機関の両方がある、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、スウェーデン。2はどちらか一方がある、韓国。（韓国の国家人権委員会は、差別禁止の政府機関である。参照、国家人権委員会法19・20・21条）。3はどちらも無い、ドイツ。

<sup>161</sup> 第147の指標は、差別禁止法が公的機関に命じている内容である。1は公的機関に平等促進を義務づけ、無差別契約等の確保を義務づける、アメリカ、イギリス、カナダ、スウェーデン。2はどちらか一方である。3はどちらも義務づけていない、韓国、フランス、ドイツ。

<sup>162</sup> 第148の指標は、積極的差別是正措置である。1は積極的差別是正措置を定め、こうした措置の評価を定めている、アメリカ、イギリス、カナダ、スウェーデン。2は積極的差別是正措置だけである、ドイツ。3はどちらも定めていない、韓国、フランス。

<sup>163</sup> Harald Waldrauch and Christoph Hofinger, An index to measure the legal obstacles to the integration of migrants. *New Community*. 23:2, 1997, p. 278; Dilek Çınar et al., *Integrationsindex: Zur rechtlichen Integration von AusländerInnen in ausgewählten europäischen Ländern*. (Vienna: Institut für Höhere Studien, 1995), Anhang 2.



かについても、もつ県が増えているので YES とも答えられるが、その数が過半数に達していないので NO とも答えられる。結果は、多くを例示するコメントを付すことで、YES と評価している。

第 4 に、EU 諸国を中心とした評価基準であるために、判断が困難な場合もある。たとえば、帰化の言語要件のレベルである。日本の国籍法には言語要件が明示されていないが、実務上、小学校 3 年生程度の日本語の能力を試すといわれている。おそらく、小学校 3 年生までで学習する漢字を使った文章の内容が理解できることが目安なのだろう。日本の評価基準の方が特殊な状況にある点がそもそも問題と思われるが、これがヨーロッパ共通言語参照枠組みの A2 レベルの「ごく短い簡単なテキストなら理解できる」レベルと対応しているのかどうかという判断は難しく、とりあえずの回答をせざるをえなかった。

第 5 に、形式的に法的な権利が保障されていることの評価と、実質的な権利保障の評価は異なる場合がある。たとえば、スウェーデンが常に一番高い総合評価を受けている。労働市場については、満点である。しかし、表 3 にみられるように<sup>164</sup>、国内生まれの人に対する、国外生まれの移民の失業率の高さをみると、英語圏ではその差が少ない。他方、ヨーロッパ大陸では 2 倍近く、とりわけ北欧のスウェーデンでは、2 倍を大きく超えた状況にある。労働市場への実質的な参加ができていないことの 1 つの証左である。いわゆる高度人材の受け入れの比率が英語圏で大きく、難民その他の人道移民の比率が北欧で高いことが、こうした状況の背景にあると思われるが、法制度の形式的な審査基準のほかに、実質的な審査基準による別の比較研究との関連づけも今後の課題であろう。

表 3 国内生まれの人と国外生まれの人の失業率 (2011 年)

	米	加	英	独	仏	瑞
国内生まれの人	9.9	7.2	8.0	5.4	8.5	6.0
国外生まれの人	9.8	8.9	9.4	9.5	15.1	16.0

アメリカについては、2010 年のデータ

<sup>164</sup> OECD, *International Migration Outlook: SOPEMI 2012* (Paris: OECD, 2012), p. 93; OECD, *International Migration Outlook: SOPEMI 2011* (Paris: OECD, 2011), p. 90.